
第3章 計画の基本的な方向と体系

基本理念

誰もが 住み慣れたまちで 安心して 自分らしく 暮らせる 福祉のまちづくり

基本目標

ともに支えあう 暮らしやすい地域づくり

重点事業 基本目標を達成するために重点的に取り組む事業

1. 身近な地域で支えあう暮らし支援活動の推進

- (1) 地域担当職員が取り組む地域における福祉ニーズの把握
- (2) 課題解決に向けた、共有の場づくり・ネットワークの構築

2. 生き活きと活躍する担い手の育成

- (1) ボランティア等福祉活動へのきっかけづくり
- (2) 担い手の育成、活動実践へのコーディネート

3. 地域福祉ですすめる生活困窮者支援

(生活困窮者等に対する自立支援の推進)

- (1) あらゆる地域生活課題への対応力強化
- (2) なばり暮らしあんしんセンター相談支援体制の強化

第4章 重点事業

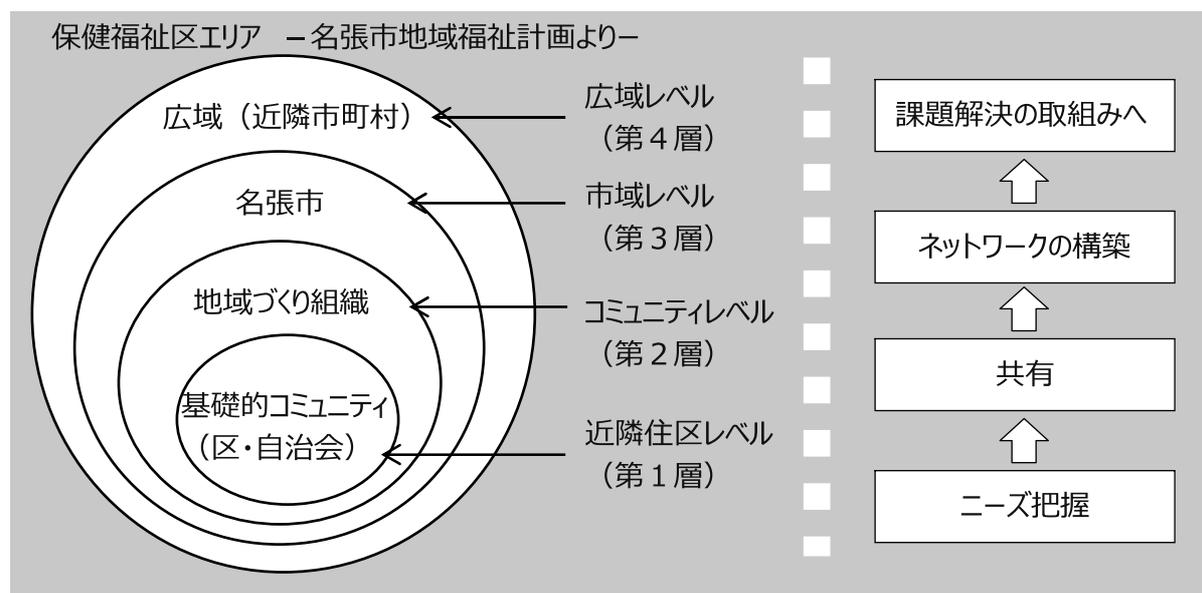
重点事業 1. 身近な地域で支えあう暮らし支援活動の推進

人口減少、少子高齢化、核家族やひとり暮らしの増加とあわせて、近所づきあいや地域のつながりの希薄化による社会的孤立がますます問題となっています。

子育て中の不安や孤独感、障害等による生活のしづらさなどを軽減し、地域での安心した暮らしのためには、社会的なつながりを再構築していくことがとても重要であり、様々なかたちで一人ひとりが役割をもてるような工夫やきっかけづくりが求められています。

特に高齢者の地域での暮らしを支える地域包括ケアシステムは、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるしくみで、名張市では地域づくり組織を単位としたコミュニティレベルほか4層の保健福祉エリアを設定し、推進しています。

名張市社協では、身近な地域の課題に対し、地域住民が主体的に取り組む活動範囲の基本を「小地域＝地域づくり組織（15 地域）の活動範囲」としています。そして、地域とともに福祉のまちづくりに取り組むため、地域担当職員（コミュニティソーシャルワーカー）を配置し、各地域での取組み支援を行っています。地域担当職員は1名につき3～4地域を担当し、小地域における福祉活動支援を中心としながらも、地域同士や市全域をとらまえつつ、市内各地域、各分野で取り組まれている住民主体による福祉活動と関係機関との連携をつながりの力にかえ、ますます必要とされる暮らし支援活動の推進に取り組めます。



(1) 地域担当職員が取り組む地域における福祉ニーズの把握

- 地域づくり組織や地区民生委員児童委員協議会の会議や行事等への参画、相談支援を通じて、地域における社会資源や活動の状況を把握し、活動者や参加者との意見交換等を行い地域の福祉ニーズを把握します。
- 高齢者や子育て中の親子対象のふれあい・いきいきサロン、配食ボランティア活動や地域ささえあい活動等地域における見守り支援活動に対し、活動への参加と相談支援を通じて、円滑な運営や活動者への支援を行い、また活動を通じたニーズ把握や課題の共有をすすめます。
- まちの保健室は、介護や健康、子育てなど身近な総合相談機関として住民の福祉ニーズを把握しており、名張市社協地域担当はボランティア等地域の活動者側にたった支援を行っていることから、お互いの連携により、現状や課題を整理します。
- 救急医療情報キットが必要とされる人の手元に届くよう、関係団体等と連携し利用の普及を図ります。また、更新確認を通じてニーズの把握を行います。
- 前述で把握した福祉ニーズをもとに、地域の福祉問題について、地域による解決が望ましいことや市全域で取り組む必要のあること等に整理し、各地域と共有できるよう課題化します。

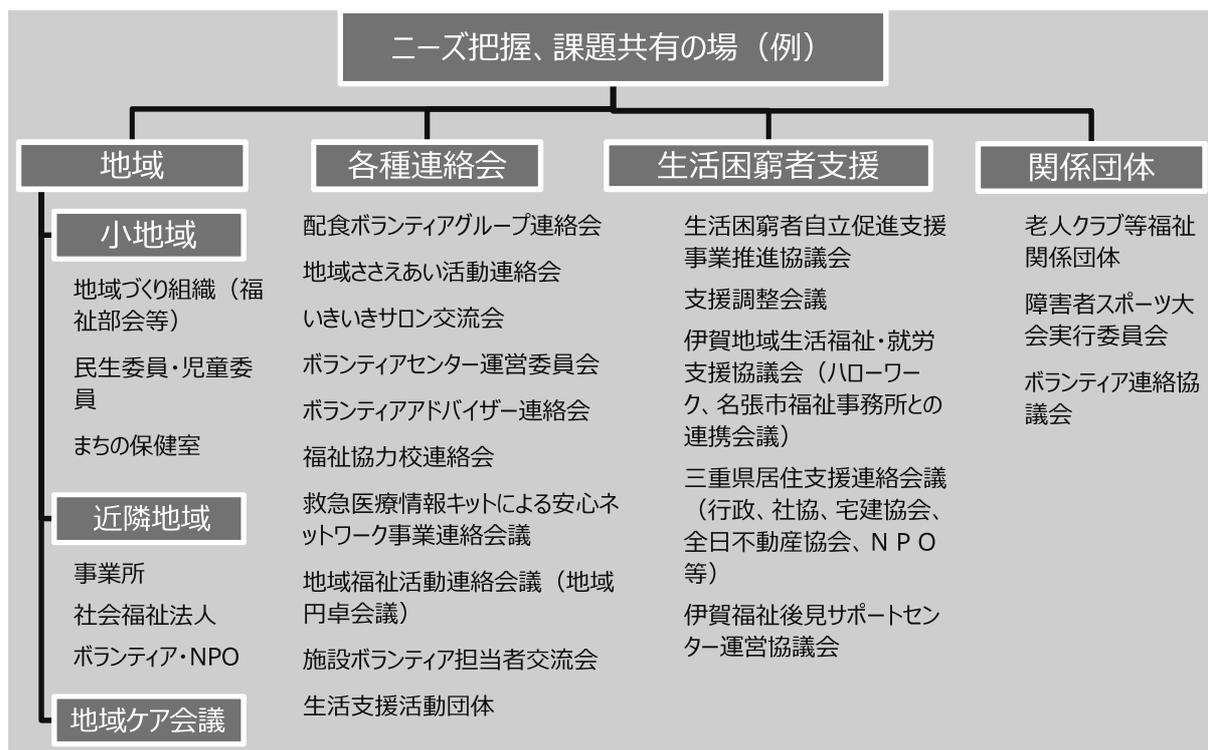
	H27	H28	H29	H30	H31
地域づくり組織や地区民生委員児童委員協議会の会議や行事等への参画、相談支援	参画 相談のべ 350件	⇒ 400件	⇒ 450件	⇒	⇒
ふれあい・いきいきサロン（高齢・子育て）、配食ボランティア活動、地域ささえあい活動等への支援	参画、相談支援	⇒	⇒	⇒	⇒
まちの保健室等との連携	事業協力、連絡調整	⇒	⇒	⇒	⇒
救急医療情報キットの普及啓発、更新確認によるニーズ把握	4,200 名利用	4,400 名利用	4,600 名利用	4,800 名利用	5,000 名利用
把握したニーズの整理、課題化	5地域	10地域	15地域	⇒	⇒

(2) 課題解決に向けた、共有の場づくり・ネットワークの構築

- 地域づくり組織福祉部会等と課題共有や企画協議ができるよう働きかけ、地域に必要な具体的な活動への取組みに向け、話し合いをすすめます。
- 地域包括支援センター（まちの保健室）と連携し、地域ケア会議等への参画を通じて、住民と専門職が協働しながら多様な生活課題の支援に取り組みます。
- 目的を同じくする活動団体同士が集まる連絡会等の開催を通じて、福祉ニーズや課題の共有、情報交換等の活動支援、並びに活動団体同士のネットワーク強化を図ります。
- 民生委員児童委員協議会連合会や名張市とともに、救急医療情報キットを活用した見守りのしくみの構築に向け、協議をすすめます。また、「地域あんしんねっと」とも連携してすすめられる方法を地域や関係者と協議していきます。
- 災害時、各地域での要援護者への支援やボランティアの受入等が円滑に行えるよう、平時から各地域の取組み状況を把握し、名張市社協としての災害時の取組みを明確にするとともに、地域に対してどのような役割や連携を行っていくかを共有します。
- ボランティアや NPO、事業所等が行っている生活支援にかかる活動情報を整理し、活動者同士の情報交換や連絡調整の場をもつなど、住民へのサービス提供や支援につなげるためのネットワークを構築します。特に高齢者を対象とする生活支援サービスにおいては、生活支援コーディネーターが中心となって地域住民自身が担い手となるよう人材育成のための体制整備や、地域の福祉ニーズに応える福祉活動の創出に取り組みます。
- 生活困窮者等の深刻な生活課題に対応するための各種連絡会議へ参加するなど、地域のセーフティネットを構築するための体制づくりを行います。

	H27	H28	H29	H30	H31
地域づくり組織福祉部会等との課題共有、企画協議	5 地域	10 地域	15 地域	⇒	⇒
地域ケア会議への参画、支援困難事例への協働対応	参画	⇒	⇒	⇒	⇒
各種連絡会の開催	整理、見直し	各種年1~3回	⇒	⇒	⇒
地域での見守りのしくみの構築、連携協議	見守り人材あり方検討	実践評価、状況把握	見直し	⇒	⇒

	H27	H28	H29	H30	H31
生活支援にかかる活動情報整理、情報交換等の場の開催、サービス創出検討	情報整理、開催検討	連絡会	⇒ サービス創出検討	⇒ 具体策協議	⇒
生活困窮者等の支援や深刻な生活課題の解決に向けた連絡会議等への参加	参画	⇒	⇒	⇒	⇒

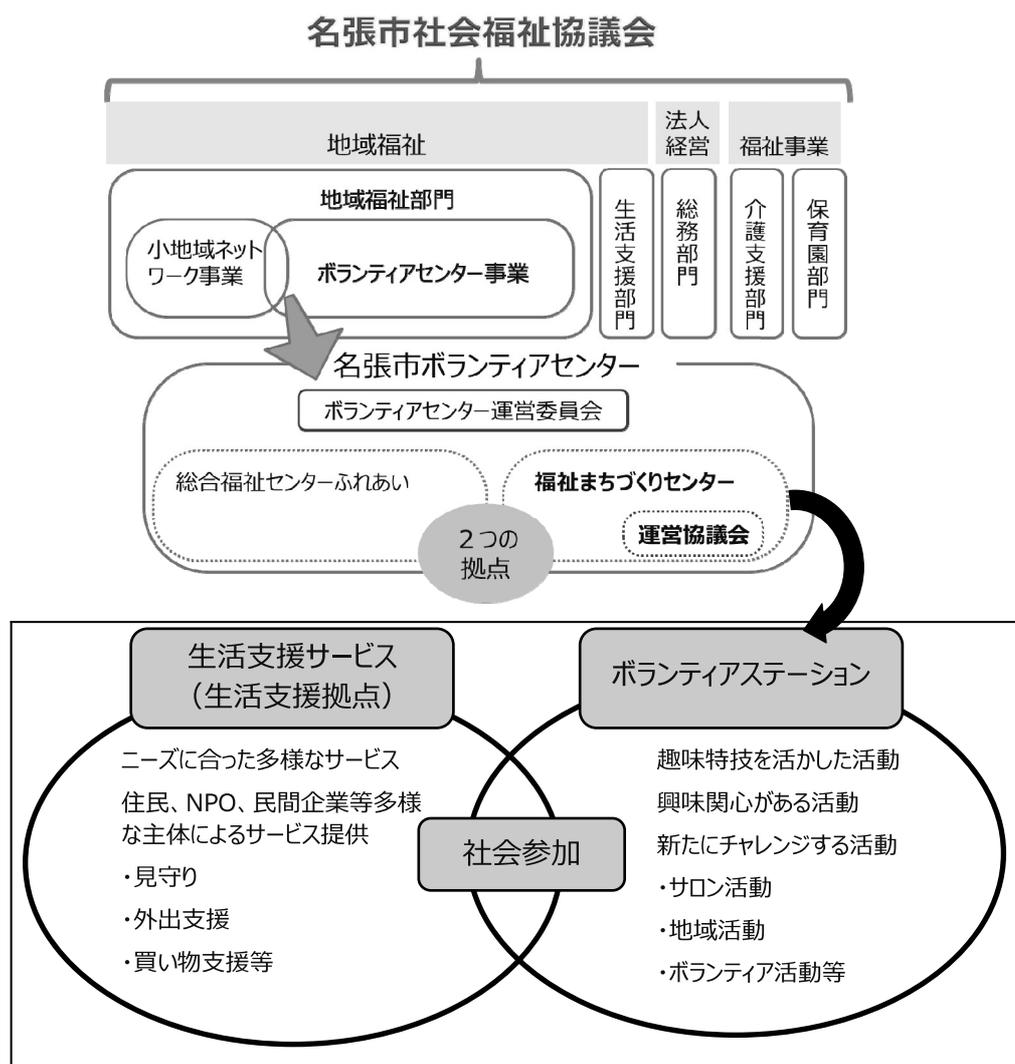


重点事業 2. 生き活きと活躍する担い手の育成

住民同士のつながりを再構築し社会的孤立を防ぐため、子育て中の親子、障害者やその家族、高齢者など地域で暮らす人たちが、まず気軽に参加できる場があり、そこで様々なかたちで一人ひとりが役割をもてるような工夫やきっかけづくりが求められています。互いに助け合い、誰もが担い手として活動できる場や取組みを増やすことで、生き活きと活躍する人を増やす取組みをすすめます。

そして、介護保険法の改正により、高齢者のみならず暮らしのちょっとした困りごとを住民同士で助け合う有償の生活支援活動の充実が一層期待されていることから、名張市をはじめとする関係団体等と連携、協議を行い、担い手の育成並びに必要なとされる福祉活動の開発に取り組みます。

名張市社協ボランティアセンターでは、ボランティアコーディネーターが中心となって、福祉まちづくりセンターを拠点に、出会いや参加のきっかけづくりを通じて地域福祉の担い手の発掘と育成に取り組みます。



(1) ボランティア等福祉活動へのきっかけづくり

- 自らの興味や楽しみから気軽に参加できるイベントや体験教室等の多種多様な事業を企画実施し、担い手となりうる人材の発掘に取り組みます。
- 事業の参加者一人ひとりに対して、継続した参加やボランティア等福祉活動への興味を促す働きかけを行い、具体的な活動紹介やボランティア登録を勧めるなど、担い手育成に取り組みます。
- 担い手となりうる人たちがボランティア活動等の経験を重ねる機会となるイベント等の企画実施など、育成メニューを増やします。
- ボランティア等活動者や老人クラブと連携し、地域でのサロン活動など高齢者が生き活きと活動できる場や参加のきっかけづくりに取り組みます。
- 子どもや親子等を対象に、福祉施設での交流や体験教室等を通じて、ボランティアや福祉活動への興味関心を高める機会をつくります。

	H27	H28	H29	H30	H31
体験教室等人材発掘のきっかけとなるイベントの企画実施	年 6 回	年 10 回	見直し検討	⇒	⇒
担い手の育成メニューとなるイベント等の企画実施	年 6 回	年 10 回	見直し検討	⇒	⇒
高齢者が参加しやすい活動の場づくり	関係団体との協議	企画検討	実施	⇒	⇒
子どもや親子等を対象とした交流、体験教室の開催	年 5 回	年 6 回	見直し検討	⇒	⇒

(2) 担い手の育成、活動実践へのコーディネート

- 他の事業を通じて把握したニーズや課題をもとに、必要とされる活動のテーマを明確にして、テーマに沿った各種担い手養成講座を開催し、担い手の発掘と育成に取り組みます。また、講座を通じて、受講者一人ひとりにあった活動の場をコーディネートし、継続した活動へとつなげます。
- 有償によるちょっとした暮らしの困りごとを助け合う生活支援ボランティアの育成を強化します。また、地域での見守りの目を増やすため、民生委員・児童委員と連携しながら見守り支援に取り組む住民を育成します。

- 地域ささえあい活動において、活動者と依頼者をつなぐコーディネーターの役割が重要であり、その役割を担う(仮称)地域生活支援サポーターの養成について、全市あるいは各地域別にて養成と活動支援に取り組みます。
- 名張市において、地域ささえあい事業が全ての地域で組織されることを目指しているなか、地域担当が各地域での取組み状況に合わせて立ち上げ支援を行います。
- 各種養成講座受講者を各地域で活躍する担い手に育成するため、その活動実践の場のひとつとして、福祉まちづくりセンターを拠点とした買い物支援などの個別の生活支援活動を展開します。そして、担い手育成を行いながら、各地域の活動実践の場へコーディネートしていきます。
- 活動支援や連絡会等で把握したニーズに基づき、活動者を対象とした研修会を企画し、資質向上など活動しやすい体制づくりを支援します。
- 地域活性化事業やコミュニティビジネスの創出により、生涯現役社会にむけた取組みをすすめます。

	H27	H28	H29	H30	H31
必要とされる活動のテーマ検討、講座企画	1 講座	2 講座	見直し	⇒	⇒
生活支援ボランティアの育成、見守り支援員の育成	企画検討 モデル実施	実践活動	育成企画 見直し	実践活動	⇒
(仮称)地域生活支援サポーターの養成	養成検討	講座実施	⇒	⇒	⇒
各地域における地域ささえあい活動の立ち上げ支援	2 地域	2 地域	2 地域	2 地域	1 地域
生活支援活動の展開	企画検討	実践活動	⇒	⇒	⇒
活動者対象の研修実施	2 講座	2~3 講座	⇒	⇒	⇒

重点事業 3. 地域福祉ですすめる生活困窮者支援

(生活困窮者等に対する自立支援の推進)

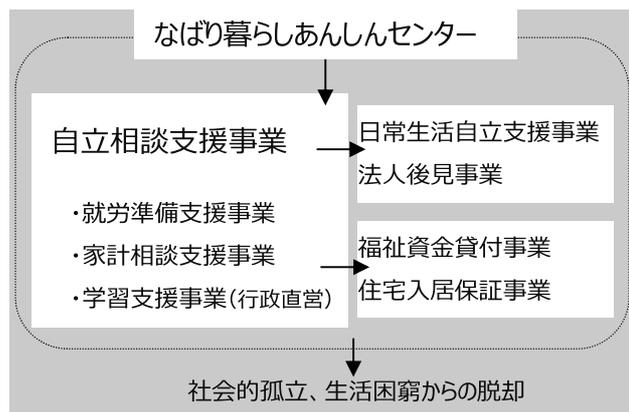
近年の経済・雇用環境を反映し、私たちの身近な場面においても低所得者対策が必要な生活困窮者や貧困対策である生活保護受給者が増加しています。こうした人の中には、様々な生活課題を抱えた人たち、地域のなかで繋がりをもたない孤立した失業者・高齢者・障害者・ひとり親世帯など困難を抱えた人たちが多く存在することがわかってきました。

今の福祉制度や支援システムは支援対象者を明確に定めているため、こうした生活困窮者等への支援が十分対応できず、新しいセーフティネットを築いていくことが求められています。

平成 25 年に生活保護法の一部を改正する法律及び生活困窮者自立支援法が成立し、

①最後のセーフティネットである生活保護において、就労・自立支援の強化等を行うことや、②生活保護に至る前の生活困窮者の支援として、総合相談、居住支援、就労準備支援事業等を実施するなど、第二のセーフティネットの充実・強化を行うこととされています。

名張市社協では、平成 24 年 5 月より「なばり暮らしあんしんセンター」を設置し、地域のセーフティネット機能として取組みを進めてきましたが、今後更なる支援ネットワークの充実と機能強化を図ってまいります。



(1) あらゆる地域生活課題への対応力強化

- 生活困窮者への支援は、相談機関が抱え込むのではなく、他の制度や地域における様々な支援を活用して、チームによって進めていくことが重要です。そのために必要な広報・啓発事業に取り組めます。
- あらゆる地域生活課題に対応するためには、フォーマル・インフォーマル等あらゆる地域資源を活用するためのネットワークが必要になります。(仮称)生活困窮者自立促進支援推進協議会を設置し、更なる支援ネットワークの充実に努めます。
- 生活困窮者等が自立に向けて取り組むためには、就労体験や社会参加の機会が必要です。市内の就労準備支援事業協力事業所や就労訓練事業所の拡大のため、無料職業紹介所の設置、運営を進めます。
- 社会福祉法人、ボランティア・NPO団体等のほか、ハローワークや教育機関などとの連携により、生活困窮者等への自立支援や就労支援プログラムの開発・実施に取り組めます。

- 生活困窮者等に対し、善意銀行や歳末たすけあい募金等を活用し、当面の食糧品や衣料品等の緊急的支援を行います。また、社会福祉施設等と連携した一時的な宿所の提供等緊急的サービスの開発などの検討を行います。

	H27	H28	H29	H30	H31
「なばり暮らしあんしんセンター」の周知、啓発	周知、啓発	⇒	⇒	⇒	⇒
(仮称)生活困窮者自立促進支援推進協議会の設置・運営	設置・運営	⇒	⇒	⇒	⇒
無料職業紹介所の開設	開設	⇒	⇒	⇒	⇒
多様な就労体験先の拡充(就労準備支援事業メニューの確立、拡充)	10か所	⇒	15か所	⇒	20か所
企業、社会福祉法人、NPO、地域づくり組織等による就労訓練事業の実施、拡大	3か所	⇒	6か所	⇒	10か所
フードバンク等の検討、設置	検討	設置	⇒	⇒	⇒

(2) なばり暮らしあんしんセンター相談支援体制の強化

- 日常生活自立支援事業、法人後見事業や生活福祉資金貸付事業における深刻な生活課題を抱える事例(生活困窮者への自立支援・権利侵害への対応など)について、関係機関・行政関係者等とのケース検討会を行うなど、取組みの評価や支援事例の蓄積を行います。
- 日常生活自立支援事業や成年後見制度を必要とする人が安心して制度が利用できるよう、市内における第三者後見人不足の解決に向けた人材養成や事業啓発の強化を図ります。
- 相談者の生活様式も多様化しており、日時を問わず支援を求められることが多くなっています。地域の相談支援機関との連絡体制を整備し、相談時間の拡大や緊急時の体制整備を進めます。

	H27	H28	H29	H30	H31
支援調整会議で展開される支援内容の評価、振り返りの実施	支援評価	⇒	⇒	⇒	⇒
名張市共生地域デザイン会議・地域ケア会議への参画(困難事例への対応)	参加事例検討	⇒	⇒	⇒	⇒
日常生活自立支援事業にかかる生活支援員の養成	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
法人後見啓発事業の実施	継続	⇒	⇒	⇒	⇒
緊急時体制、対応マニュアルの整備	マニュアル整備	土日相談開催	⇒	⇒	⇒

第 5 章 計画の策定と推進管理体制

1. 計画推進の進行管理

第 3 次地域福祉活動計画を推進するため、次のとおり定めます。

(1) 推進体制

地域福祉活動の活性化を常に意識するために、地域福祉活動計画策定委員会委員の中から選出する者で構成する「名張市地域福祉活動計画推進委員会」において、事業の進捗状況を推進管理していきます。

(2) 進行管理

地域福祉活動計画推進委員会において、毎年計画の進捗状況の確認を行い、評価を行います。また、計画の始期から 3 年を経過した平成 29 年度には、状況の変化に柔軟に対応するとともに、進捗状況の確認、評価によって明らかになった問題点の改善を図るため、計画の見直しを行います。

資 料

1. 第3次名張市地域福祉活動計画 策定委員会名簿

名前	区分	役職名等	備考
富山 修	地域代表	地域づくり代表者会議 副会長	副委員長
中村 博行	社会福祉活動団体	名張市民生委員児童委員協議会連合会 副会長	
藤永 孝子	社会福祉活動団体	名張市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 部会長	
竹岡 博嗣	社会福祉活動団体	名張市ボランティアセンター運営委員会 副委員長 (第5種組織構成会員代表)	
大橋 健	社会福祉活動団体	名張市ボランティアセンター運営委員会 委員 (地域ささえあい活動連絡会代表)	
布川 高宏	社会福祉活動団体	特別養護老人ホーム国津園 施設長	
寺田伊三男	社会福祉活動団体	名張市手をつなぐ育成会 理事長	
松浦 一郎	社会福祉活動団体	名張市老人クラブ連合会 会長	
板井 正斉	学識経験者	皇學館大学 現代日本社会学部 准教授	委員長
田中 克広	行政関係者	健康福祉部 健康福祉政策室 室長	

2. 第3次名張市地域福祉活動計画 策定の経過

日	内容	備考
平成26年 9月11日(木)	名張市社協 第4回理事会 ・第3次地域福祉活動計画 現況と今後のスケジュールについて	
9月12日(金)	名張市社協 第2回評議員会 ・第3次地域福祉活動計画 現況と今後のスケジュールについて	
〔第1回〕 10月14日(月)	平成26年度地域福祉活動計画推進委員会 ・第2次地域福祉活動計画の進捗について 第1回地域福祉活動計画策定委員会 ・委員長、副委員長の選出 ・第3次地域福祉活動計画に盛り込むべき事項について	推進委員3名 策定委員8名
〔第2回〕 12月8日(月)	第2回地域福祉活動計画策定委員会 ・第3次地域福祉活動計画（重点事業案）について	策定委員9名
12月18日(木)	名張市社協 第5回理事会 ・第3次地域福祉活動計画（重点事業案）について	
12月22日(月)	名張市社協 第3回評議員会 ・第3次地域福祉活動計画（重点事業案）について	
〔第3回〕 平成27年 1月27日(火)	第3回地域福祉活動計画策定委員会 ・第3次地域福祉活動計画（素案）について	策定委員9名
2月4日(水)	名張市社協 第6回理事会 ・第3次地域福祉活動計画（素案）について	
2月20日(金) ～3月2日(月)	パブリックコメント（意見募集）	
〔第4回〕 3月4日(水)	第4回地域福祉活動計画策定委員会 ・第3次地域福祉活動計画（案）について ・地域福祉活動計画推進委員の選出について	策定委員8名
3月19日(木)	名張市社協 第7回理事会 承認	
3月23日(月)	名張市社協 第4回評議員会 議決	

3. 名張市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人名張市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）と住民とが共に取り組む地域福祉推進の活動方針を示すための名張市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定に関し、関係団体等の意見を反映させることを目的に、名張市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 活動計画の策定に関すること。
- (2) その他活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、地域代表、社会福祉活動団体の代表者、学識経験者及び行政関係者のうちから協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 前1項に掲げる委員のほか、委員会が必要と認めるときは、他の者に関係者として出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成27年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

2 地域福祉活動計画推進にあたり、委員会のほか、協議会職員による「地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム」を設置することができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、協議会地域福祉課に事務局を置くものとする。

(補則)

第8条 この要綱で定めるもののほか、活動計画の策定に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月3日から施行する。

4. 名張市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人名張市社会福祉協議会（以下「協議会」という。）と住民とが共に取り組む地域福祉活動の推進状況を管理することを目的に名張市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 活動計画の進捗状況の確認、評価、見直しに関する事。
- (2) その他活動計画の推進に必要な事項に関する事。

(構成)

第3条 委員会は、委員5名で構成する。

2 委員は、地域福祉活動計画策定委員会より、地域代表1名、社会福祉活動団体の内から3名並びに行政関係者1名を協議会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 前1項に掲げる委員のほか、委員会が必要と認めるときは、他の者に関係者として出席を求め、意見を聴くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成32年3月31日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償は「社会福祉法人名張市社会福祉協議会役員及び評議員の報酬及び費用弁償に関する規程」に準じて支給する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が召集する。

(事務局)

第8条 委員会の事務を処理するため、協議会地域福祉課に事務局を置くものとする。

(補則)

第9条 この要綱で定めるもののほか、活動計画の推進に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

5. 用語説明

あ

インフォーマル

高齢者の見守りその他ボランティア活動など自発的な活動を行う、ボランティア・NPO・自治会等地域住民。

NPO、NPO 法人

Non-Profit Organization の略。非営利で自主的、自発的に公共的な活動を行う民間の組織のことで民間非営利組織ともいう。特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人を特定非営利活動法人（NPO 法人）という。

おもちゃ図書館

心身に障害があるために発達の遅れている子どもたちが、おもちゃとの出会いによって情緒や機能を発達させるとともに、障害のあるなしにかかわらず、子ども同士ふれあう場をもてるようにとの願いから、名張市社協が運営する施設。

か

救急医療情報キット

急病になり救急車を呼ぶ時など万々に備え、かかりつけ医や服薬内容、緊急連絡先などの情報を入れて冷蔵庫に保管しておく容器。

権利擁護

知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。

コミュニティビジネス

住民の能力、技術など地域資源を生かして、環境、福祉、教育などの幅広い分野で、まちづくりなどと連携して進める事業。

コミュニティワーク

地域住民がその地域生活上に生ずる様々な問題に主体的・組織的に取り組むとともに、問題解決に必要な資源の調達やそのネットワークを図ることを援助する社会福祉の方法。

コミュニティソーシャルワーク

個人の尊厳を大切にし、福祉サービスを必要とする一人ひとりが地域社会において自立した生活をおくれるように支援することを目的とした、社会福祉を実現させるひとつの方法で、地域援助技術のこと。

さ

サロン（ふれあい・いきいきサロン）

地域住民が主体となり、集会所や民家などで、高齢者や子育て中の親子、障害者などが気軽に集える身近な交流、つながりづくりの場。

社会資源

福祉ニーズを充足するために活用される施設や機関、個人、集団、資金、法律、知識、技能などの総称。

スクエアステップ

四方の升目で区切ったマット上で前後左右斜めとステップを踏む、介護予防や健康づくりのエクササイズ。

生活支援員

日常生活自立支援事業において、生活支援計画にもとづき、定期的な支援を行う者。

生活支援コーディネーター

地域で、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発やそのネットワーク化などコーディネーター機能を果たす者。

成年後見制度

知的障害、精神障害、認知症などにより判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、その人の代理人として援助する後見人等を選任する制度。

善意銀行

住民からの善意に基づく金銭・物品を預かり、福祉活動や当事者等支援などの助成事業に活用するなど、支援を必要とする人への「善意の橋渡し」を行うもので、名張市社協に設置。

た

地域あんしんねっと

第2次地域福祉計画で構築した福祉基盤であり、災害時などに備え、地域における要援護者の安否確認と避難支援を想定した、日ごろからの支援ネットワークのしくみ。

地域ケア会議

地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントの実践力を高める。また、個別課題を通じて、地域でのニーズを把握し、不足している資源を開発する際のツールとしても活用する。

地域ささえあい〔事業〕

第2次地域福祉計画における重点事業であり、見守りの必要な人々を漏れなく把握し、対象者への地域生活のニーズに地域づくり組織における有償ボランティア組織が応えるしくみ〔事業〕。

地域づくり組織

地区公民館等单位を基本とする市内15の地域に設置されている組織で、地域住民や地域の各種団体等の参画により、地域の課題を解決する事業や住民に身近な事業に取り組む組織。

地域ビジョン

地域づくり組織が地域の目標を明確にするため、地域の将来のあるべき姿、実現すべき姿を示したもの。

地域福祉活動助成事業

共同募金、善意銀行、社協会費を財源に、ボランティア等地域福祉活動へ助成する事業。住民に対し財源とその用途を周知啓発し、活動を応援するしくみ。

地域包括ケア

住み慣れた自宅や地域において最後まで安心して暮らし続けるため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、介護サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービス、さらにインフォーマルなサービスを有機的に結び付けて、切れ目なく提供すること。

地域包括支援センター

高齢者や障害者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、介護保険やその他の保健福祉サービスを適切に利用するため、保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャーなどの専門スタッフが、総合的な相談や権利擁護、介護予防のケアプランの作成などの様々な支援を行う機関。

中間的就労

就労体験やトレーニングが必要な、いわば、一般就労に向けた支援付き訓練の場とされる。

な

名張市共生地域デザイン会議

伊賀市・名張市に居住されている障害者（児）に対して、福祉・医療・教育・就労等の関係機関が集まり、各種サービスを総合的に調整し、推進することを目的に設置された自立支援協議会の名称。

名張版ネウボラ

産み育てるにやさしいまち“なばり”を目指した妊娠・出産・育児の切れ目ない相談・支援の場でありシステム。

日常生活自立支援事業

認知症・知的障害・精神障害などのために日常生活に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などにより自立を支援する事業。三重県では平成27年度に地域福祉権利擁護事業から事業名を変更。

は

福祉協力校

名張市内小学校から高等専門学校までの児童・生徒を対象に、体験活動を含めた学習や地域住民との交流を通じて、身近な福祉課題に関心を持つきっかけづくりや社会福祉への理解促進を図る取組みをすすめる学校。

福祉まちづくりセンター

平成26年4月イオン名張店3階に開設したボランティアセンターのサテライトで、地域福祉活動の拠点。

フードバンク

まだ食べられるのに包装の破損などで処分される食品や商品を、企業等から寄附を受け生活困窮者や福祉施設などに配給する活動およびその活動を行う団体のこと。

法人後見

判断能力が十分でない人が不利益を被らないように、社会福祉法人や社団法人、NPOなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になる制度。

保健福祉区エリア

地域福祉計画において、住民主体の地域づくりの取組みを踏まえつつ、出来るだけ身近なところで保健福祉サービスが利用できるようにするとともに、住民をはじめとする多様な主体が協働してしあわせ空間づくりを効果的に進めるため設定したエリア。

ボランティアセンター

ボランティア活動の推進・支援を目的として、名張市社協が運営。ボランティアに関する日常的な相談支援、人材育成、地域福祉教育推進、組織サポートなど、さまざまな活動情報を集めて、ボランティア活動を応援するセンター。

ボランティアコーディネーター

ボランティアコーディネートを行う専門的な職員。

ボランティアアドバイザー

名張市ボランティアセンター事業として養成した人で、自らの経験を活かして同じボランティアの立場で相談や助言をしたり、ボランティア活動への参加のきっかけをつくったり、情報提供などを気軽に身近で行う人。

ま

まちの保健室

地域包括支援センターのブランチ（支部）であり、子どもから高齢者までの保健福祉に関する地域の身近な相談窓口として市内に15か所設置されている。介護予防や健康教室の実施など福祉と健康づくりの支援を行う機関。

民生委員・児童委員

低所得者や高齢者、児童や妊産婦などの生活状況を把握し、必要な援護活動や心配ごと相談を行うなど地域福祉の増進のために広範囲な活動を行う、法に基づいて設置された民間奉仕者。

平成 27 年 3 月発行

社会福祉法人 名張市社会福祉協議会

〒518-0718 三重県名張市丸之内 79 番地

名張市総合福祉センターふれあい内

電話 0595 (63) 1111

FAX 0595 (64) 3349

メール info@nabarishakyo.jp

NABARISHI SHAKYO

社 協

名張市社会福祉協議会

<http://www.nabarishakyo.jp>

誰もが

住み慣れたまちで

安心して

自分らしく

暮らせる

福祉のまちづくり



平成27年 3月発行